

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○副議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第55号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い行うもので、この法律ちょっと長いし、わかりにくいのでこれからはマイナンバー法と呼ばさせていただきますが、このマイナンバー法の施行に伴うものでございますが、まず9月議会でマイナンバー法に関連していろいろ出てきておりましたが、今回また新たに出てきていると。当然法律の施行、来年の1月1日ですからそれに間に合えばいいという考え方もございますが、なぜ12月議会になったのかということと、あといろいろ新聞、マスコミなどでも出ておりますがその前提になる町民の皆様にお配りされる通知カード、それが届いていないという状況がございます。現在把握している町内での配付状況、それがわかれば教えていただきたい。

3点目ですが、議案第55号、この議案に関連して関連資料が出ております。その中で民生課がかかわる障害者総合支援に関する事務、障害児通所支援に関する事務、身体障害者手帳の交付に関する事務、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務につきまして、これは対象が1,000人未満ということで保護評価の対象にはなっていないということではございますが、他の事務に関しては基礎評価がされております。保護評価は行う必要はないんですが、果たしてそれで大丈夫なのかというその3点をまずお聞きいたします。

○住民課長（伊藤正典君）

はい、議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、住民課長伊藤君、どうぞ。

○住民課長（伊藤正典君）

まず、ただいまのご質問の1番目の施行日に関しましてですが、この28年1月1日というのは個人番号が利用開始されるということでの施行日になりますので、今回条例の方を28年1月1日施行ということでお願いをしておるものです。

続きまして、通知カードでございますが……

〔「暫時休憩を」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、福祉部長伊藤君、どうぞ。

○福祉部長（伊藤国男君）

それでは、ちょっとお答えをさせていただきます。

まず、なぜこの時期に条例を上げたかということでございます。今回、この条例については大治町がこの個人番号を使って事務を進めるということで準備の方が整ってまいりましたのでこの時期に条例を提出させていただきました。

それから、3点目の質問の基礎項目評価書の関係でございます。先ほど議員がおっしゃられた項目につきましては件数が少ないため公表をしなくてもいいということで今回はしておりません。以上でございます。

○副議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず1点目のなぜ9月議会ではなく12月議会ということで、今福祉部長、ようやく体

制が整ったということで9月議会のときは間に合わなかったという答弁をいただきました。

あと、配付状況については議題外ということでお答えいただけませんでした。これについては当然マイナンバー法いろいろ町議会で議論していたら町民から聞かれることでございます。名古屋市なりいろいろ大分届いていないという状況も新聞紙上に出ておりますので、当然マイナンバー法にかかわる条例制定をしたとえば町民から聞かれることでございます。答えられないのでしたら委員会なりでまた聞くなり、またそれでもだめでしたら個別に聞くなりはいいたしますが、議題外といってもこれは町民の関心事でございますのでこれは答えていただきたいなと思います。

あと、マイナンバー保護評価ですが、私が聞いたのは当然数が少ないから基礎項目評価はしなくていいということはわかっています。ただ、国はしなくていいと言っているんですけども、町としてそれで大丈夫なのかと聞いているんですね。その点をお答えいただきたい。

また、これが一番町民の関心事なんですが、私もいろいろお年寄りの方から聞かれています。番号の通知カードが来た。個人番号カードをつくるべきかつからないべきかどうしたらいいのかと、やっぱりわからないという相談が多いんですね。これに対してはきちっと窓口なり来年1月以降そういう手続の窓口をつくるわけですから、そこら辺きのう町長が言われた温かい窓口対応ということで言われていますのでそこら辺を本当にこれは町民の声でございますのでちょっと……

○副議長（横井良隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時07分 休憩
午前10時09分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町として大丈夫かという部分の答弁を求めます。

○福祉部長（伊藤国男君）

議長。

○副町長（伊藤康男君）

はい、福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（伊藤国男君）

国の指針に基づいて行った作業でございます。町としては万全であるというふうに認識しております。

○副議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第2、議案第56号被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということでございます。題名のとおりでございますが、これ他市町村を見ますと条例の名前についてでございます。当然、条例の名称等々は町が決めることでございますのでとやかく言うことではございませんが、ただ、これ他市町村を見ますと関係条例の整理に関する条例のところを強調して法律の一部を改正する法律の施行に伴うということは書いてないのもあるんですよ。いろいろあるわけです。当然、条例の名前、これは条例の性格をあらわす一番のものでございます。そこら辺、国から示されている案などもあると思うんですが、こういう条例名になったところの経緯をまずお聞かせ願いたいと思います。

[発言する者あり]

○副議長（横井良隆君）

余分な発言はしないでください。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、総務部長糸野和彦君、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

他市町の議題の題目の上げ方について、あれこれ言う立場にはございません。本町と

しましてこの上げ方が一番わかりやすいという形で上げさせていただきました。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

他市町どうのこうの言っているのではなくて国からの条例の案等があると思うので、いろいろ案が来ているんじゃないのかなと推測するわけです。だから、やはり条例改正の場合、特に法律改正に伴う場合は国からモデルが示されるというのが通例でございますので、そこら辺の経緯ですね、やはり条例制定に至る経緯。これは議題内でございますので詳しくお聞かせ願いたい。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、総務部長、糸野君。

○総務部長（糸野和彦君）

準則に基づいていろいろ題目はやってきます。それはおっしゃるとおりでございます。本町につきましては、今回の条例につきましてはこの施行時期にこの題目が一番ふさわしいという形でつけさせていただきました。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

答弁になっていないと思います。国の指針がどうなったのか、モデル案とかがあれば、ないならないで町が勝手につくった点だとそれはそれでいいんです。構わないんです。だから、そこら辺の経緯をもう少し説明していただきたい。議題内だ、答えてくれよ。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、総務部長、糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

本町の条例の制定でございます。国のものを参考、参酌しながら今回定めさせていただきました。以上です。

○副議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第3、議案第57号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず、提案理由の中で徴収の猶予及び換価の猶予に係る規定の整備とあります。これ国の方針の変更等々で行っているものと思います。その中で大治町として徴収の猶予及び換価の猶予というのをそういうものを実際適用された例というのは余り私は聞いていないんですね。ですから、この規定の整備をすることによってどのように進んでいくのかと。やっぱり国の方針があってやっていることですからそこら辺の説明とですね、もう1点、「等を行う」というふうに書いてありますが、読んでみますとマイナンバー法施行に伴うものがあります。そこら辺どの部分がマイナンバー法施行に伴うものかというところ。これもマイナンバー法施行でこの時期に行うものかどうか。その点をお願いいたします。

○収納課長（猪飼好昭君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、収納課長猪飼君。

○収納課長（猪飼好昭君）

今回の税条例の改正でございますが、猶予関係につきまして条例委任事項が定められたことによって改正をしたものでございます。以上でございます。

○税務課長（若山 進君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

マイナンバーについて、税務課長若山 進君。

○税務課長（若山 進君）

マイナンバー法施行に伴いましての改正でございますが、町税の減免等の申請または各種届け出の様式等に個人番号または法人番号を記載するように改正する整備でございます。以上です。

○副議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず、徴収の猶予及び換価の猶予に係る規定の整備ということで内容については了解できるんですが、それによって徴収の猶予及び換価が町民にとって申請しやすくなるのかどうかということなんですね。結局、町民にとってどうなのかということをお聞きしたいのと、マイナンバー法施行で条例読んでいけばわかるんですが、この時期、今の時期に必要なのか。1年後でもいいんじゃないかという。愛知県の担当者にお聞きしましたら国の関係もあります、確定申告の関係はどちらにしても平成27年はできない。28年の確定申告からになるということでもまだ1年ぐらい余裕があるという話も聞いておりますので、その時期的な点について。55号では法の施行、来年の1月1日でその時期には本当にぎりぎりでございますが、今回の57号町税条例の改正についてはマイナンバー法に関してはまだ余裕があったというふうに了解をしているんですが、そこら辺説明がなかったので説明をお願いいたします。

○収納課長（猪飼好昭君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、収納課長猪飼君。

○収納課長（猪飼好昭君）

今回の徴収の猶予、換価の猶予に対して申請が町民にとってどうかというご質問でございますが、当然その申請に際しているいろいろ該当事由がございます。その該当事由に該当すれば申請はしていただけるものでございます。以上です。

○税務課長（若山 進君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、税務課長若山君、どうぞ。

○税務課長（若山 進君）

マイナンバー法の施行が28年の1月1日ということございまして、確定申告等につきましては28年分の確定申告、29年に申告するものから適用されることとなっておりますが、28年1月1日以降の退職所得等につきましては個人番号が必要になってくるということになりますので、大治町の方におきましても今回の条例改正で個人番号、法人番号の記載ということで手続の方をさせていただきます。以上です。

○副議長（横井良隆君）

他に。

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第4、議案第58号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第5、議案第59号大治町国民健康保険税条例及び大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。先ほど税務課長から町税に関してはマイナンバー法施行に関する条例改正がこの時期必要だということございまして、町税で見ますと減免等々の申請でも必要だと書いてあります。ただ今回、この国民健康保険税及び介護保険料の減免申請に関してはマイナンバー法施行に関するものが書かれておりません。それは今回必要がないということなのでございましょうか。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、保険医療課長。

○保険医療課長（鈴木 進君）

今議員がご指摘された部分につきましても検討はいたしました。しかしながら、これは独自利用の部分になりますので、その部分を含めてまた改正が必要であればさせていただきます。以上です。

○副議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

将来的には改正が必要だということは聞いておりますが、今のところ12月議会では必要がないということで国民健康保険税については了解をいたしました。介護保険料はちょっと答弁がないのでまた後でしていただきたいんですが。

あと減免申請ですね。これも今まで私は例を聞いていないんですが、ちょっと変えるということで町民にとって使い勝手よくなるのか。書いてありますね、減免申請者の利便性の向上を図ると。つまり使い勝手がよくなると。それだけよくなるというふうに書いてありますので果たしてそれでふえるのかということをお願いいたします。

○保険医療課長（鈴木 進君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、保険医療課長、どうぞ。

○保険医療課長（鈴木 進君）

利便性が図られるのかということでございますが、もちろん減免申請の期限が延長されるということで申請者の利便性の向上が図られると思っております。以上です。

○副議長（横井良隆君）

前段の部分。民生課長伊藤君、どうぞ。

○民生課長兼老人福祉センター所長兼在宅老人デイサービスセンター所長（伊藤美紀雄君）

それでは介護保険の件でございますが、先ほど国民健康保険税でお話があったとおりでございます。また、利便性につきましても当然納付期限前7日というのが外れますので利便性の向上が図られると思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○副議長（横井良隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第6、議案第60号平成27年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

3ページのスポーツセンターメインアリーナの天井の脱落対策。これを今年度だけではできなくて調査が来年度もかかるということと、また17、18ページの公民館のまたこれも天井の調査委託料。これは今年度中にできるということで上がっております。どのような調査をするのかということとそれぞれかかる期間が長い短いがあるということで上がっていると思いますので、そこら辺もう少し詳しい説明が必要だと思っておりますのでその説明をお願いいたします。

○副議長（横井良隆君）

内容の説明について。

○教育部長（桑山周治君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、教育部長桑山君、どうぞ。

○教育部長（桑山周治君）

まずスポーツセンターについては、議員おっしゃるとおり調査期間を要するというところで翌年にわたる予定であるということをお勘案しまして債務負担行為を上げさせていただきました。調査内容につきましては、両館とも同じなんですけれども、現存の現場、現状の確認、図面と現地の整合性の確認、それからそれに基づいてそれに見合った改修方法の調査・検討、それに対しておおむねその方法についての概算の施工費がどのぐらいかというようなことを調査する予定です。

○副議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今言われている点は了解いたしました。特にスポーツセンターの場合、債務負担行為となっていることで今年度中にできないということは何れぐらいかかるのかと。これは3カ月ではできないということはあるんですが、じゃあどれぐらいかかるのかと、ある程度の目安を立てた上での債務負担行為補正だと思うのでその点をお願いいたします。

○教育部長（桑山周治君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、教育部長桑山周治君。

○教育部長（桑山周治君）

スポーツセンターのメインアリーナの調査については、おおむねこちらとしては5カ月ほど予定をしておりますのでよろしくをお願いいたします。

○副議長（横井良隆君）

他にございませんか。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

4番林でございます。12ページをお願いいたします。先ほど聞きまして7、賃金のところですね、総務費のところの。戸籍住民登録事務費ということで2人欠員ということで病欠ということなんですが、6人パートを補充されるということで大変忙しい時期でございますのでしっかりやってもらわないといかんと思います。特にという言葉がどうか当てはまるかわかりませんが、やっていただく方たちに守秘義務という意味の教育をきちっとしていただいているかどうかお聞きしたいと思います。

○住民課長（伊藤正典君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、住民課長。

○住民課長（伊藤正典君）

臨時雇用職員につきましても採用の折には一般職員同様の守秘義務があることは重々承知させておりますのでよろしく申し上げます。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○副議長（横井良隆君）

はい、4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

大事なところがございますのでひとつよろしく申し上げます。終わります。

○副議長（横井良隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第7、議案第61号平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第8、議案第62号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、福祉建設常任委員会に付託します。

日程第9、議案第63号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、福祉建設常任委員会に付託いたします。

日程第10、議案第64号公の施設の区域外設置についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務教育常任委員会に付託します。

日程第11、議案第66号大治町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、福祉建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 散会